

## 広島県教育委員会規則第六号

県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

### 県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この教育委員会規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教育職員 広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校の条例第二条第二項に規定する教育職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項第三号ロ又はハに規定する教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける者をいう。
- 二 正規の勤務時間 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条から第五条までに規定する勤務時間をいう。
- 三 所定の勤務時間 勤務時間条例第九条及び第十条第一項に規定する日並びに給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会が定める日（勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
- 四 時間外在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）に規定する在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第三条 教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の限度時間は、一月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に第一項の限度時間を超えて

所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一月における時間外在校等時間 百時間未満であること。
- 二 一年における時間外在校等時間 七百二十時間を超えないこと。
- 三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の一月当たりの平均時間 八十分時間を超えないこと。
- 四 一年のうち一月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数 六月以内であること。

(委任)

第四条 この教育委員会規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。